

平成 21 年 10 月吉日

お 客 様 各 位

(建築主・設計者様)

株式会社 山形県建築サポートセンター

建築物等に係る確認検査業務手数料の改定について（お知らせ）

常日頃、当センターをご利用いただき厚くお礼申し上げます。

さて、改正建築基準法の施行により、建築確認・検査全般にわたり規定が厳格化され、確認審査・検査等に時間を要しているところです。

これからも、お客様により質の高いサービスと精度の高い審査等を提供させていただくためには、手数料の改定に至らざるを得ない実情となっております。

誠に恐縮ですが、何卒この度の趣旨をご理解いただきまして、今後とも、これまでと変わらないご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

なお、改定適用日等は下記のとおりです。

記

1、改定の適用日 平成 21 年 11 月 1 日 申請受付分より

2、改定内容 次頁（裏面）のとおり

ご不明の点がございましたら、当センター（電話 0 2 3 - 6 4 5 - 6 6 0 0）までお問い合わせ下さい。

## お客様へ

**平成 21 年 11 月 1 日から建築確認・検査の申請手数料が変わります。**

(株)山形県建築サポートセンター

改正建築基準法の施行による建築確認・検査の厳正化に伴い、平成 21 年 11 月 1 日から当センターが受付ける建築確認、中間検査及び完了検査に係る申請手数料を次のとおり改定します。

**※改定手数料一覧（平成 21 年 11 月 1 日以降）**

① 建築物の確認申請手数料

（単位：円）

床面積の合計	新手数料 (※1)	現行手数料 (※1)	新手数料 (※2)	現行手数料 (※2)
30 平方メートル以内のもの	8,000	5,000	12,000	9,000
30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの	14,000	9,000	22,000	17,000
100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	21,000	14,000	34,000	27,000
200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	27,000	19,000	44,000	36,000

(※1) 構造計算を要しない建築物にかかる手数料

(※2) 構造計算を要する建築物にかかる手数料

(※3) 構造計算適合判定を要する建築物にかかる手数料は、「判定手数料」+「(※2) 新手数料」+「5 千円」とする。

**備考** 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める面積について算定する。

- イ 建築物を建築する場合、（ロに掲げる場合及び移転する場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積
- ロ 確認を受けた建築物の「計画の変更」をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）当該計画の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
- ハ 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（ニに掲げる場合を除く。）当該移転、修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1
- ニ 確認を受けた建築物の「計画の変更」をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合、当該計画の変更に係る部分の床面積の 2 分の 1
- ホ 団地住宅（同時に 10 件以上の申請に限る。）等の確認申請については 2 件目以後のものを 1 件当たり 10 分の 1 の額を減額します。

## ② 建築設備及び工作物の確認申請手数料

(単位：円)

種 別		確認申請		計画変更申請	
		新手数料	現行手数料	新手数料	現行手数料
建築設備	昇降機 1 基につき	10,000	9,000	6,000	5,000
	小荷物専用 昇降機 1 基につき	5,000	4,000	4,000	3,000
工作物	1 件につき	9,000 (※1)	8,000	5,000 (※1)	4,000
		12,000 (※2)	11,000	6,000 (※2)	5,000

(※1) 構造計算を要しない工作物の手数料

(※2) 構造計算を要する工作物の手数料

## ③ 中間検査申請手数料

(単位：円)

床面積の合計	新手数料	現行手数料
30 平方メートル以内のもの	12,000	9,000
30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの	14,000	11,000
100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	22,000	15,000
200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	29,000	20,000

## ④ 完了検査申請手数料

## (1) 建築物

(単位：円)

床面積の合計	中間検査を受けた場合		中間検査を受けない場合	
	新手数料	現行手数料	新手数料	現行手数料
30 平方メートル以内のもの	12,000	9,000	14,000	10,000
30 平方メートルを超え 100 平方メートル以内のもの	15,000	11,000	17,000	12,000
100 平方メートルを超え 200 平方メートル以内のもの	21,000	15,000	23,000	16,000
200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	29,000	21,000	30,000	22,000

**備考** 床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合にあつては当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の 2 分の 1 について算定する。

## (2) 建築設備及び工作物

(単位：円)

種 別		新手数料	現行手数料
建築設備	昇降機 1 基につき	15,000	13,000
	小荷物専用 昇降機 1 基につき	9,000	8,000
工作物	1 件につき	10,000	9,000